

一般社団法人 日本パラフェンシング協会
理事報酬規程

(目的)

第1条 本規程は一般社団法人日本パラフェンシング協会（以下「当協会」という）の定款第25条に基づき、理事に対し、当協会が給与として報酬を支払う必要がある場合、その手続きを定めることを目的とする。

(理事に対する報酬総額)

第2条 理事の報酬支払の対象となる業務は事務局業務の支援または代行業務とする。理事による支援代行業務に対する報酬の総額上限については社員総会にて決定する。

(個別報酬の金額)

第3条 第2条で決定される総額に基づいて代表理事が個別の理事に対する月額を起案し、理事会がそれを承認する。

(報酬の財源)

第4条 第3条に定める報酬金額の財源について代表理事は理事会に正確に報告する義務を負う。

(給与体系)

第5条 各理事に支払う報酬については給与体系を別途定め、これに基づいて支払うものとする。

(監査)

第6条 本規程に基づく理事への報酬支払については監事による月次監査を必要とする。

(改訂)

第7条 この規程の改訂は社員総会の決議による。

附則1 この規程は令和4年4月1日より施行する。